

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について

矢野達雄

目次

はじめに

一 山口県東光寺開作田地とは何か

- (1) 東光寺の沿革
- (2) 長州藩の開発田地
- (3) 明治三年の「采地返上」

二 開作田地取戻訴訟の概要

- (1) 山口始審裁判所の判決
- (2) 広島控訴裁判所の判決
- (3) 大審院の判決
- (4) 差戻審——大阪控訴院の判決

三 地所見認方請求訴訟の顛末

- (1) 東光寺側「説明願」と山口始審裁判所の命令
- (2) 地所見認方請求訴訟の提起
- (3) 山口始審裁判所の判決

むすび

【史料】

- ①大審院判決（明治一九年三月六日）抜粹
- ②大阪控訴院判決（明治一九年七月八日）抜粹
- ③地所見認方請求訴訟第一事件、山口始審裁判所判決（明治二二年二月二〇日）全文

はじめに

明治維新後の地券交付、地租改正作業は、封建的領有制を解体し近代的所有権制度を確立する第一歩であった。しかし土地制度上の大変革であったために、具体的作業とくに当該土地の所有者認定をめぐっては、各地で多くの紛議と混乱が巻き起こった。

本稿では、山口県の開作（開墾地のこと）田地の所有権の所在をめぐって、村民と寺院の間で巻き起こった訴訟事件を紹介し、若干の検討を加えることとした。地券交付時には旧藩時代の名寄帳を土台に農民たち一〇名余の所有権が認められ地券発行がなされたが、明治一〇年代になって突如寺院側から異議が申し立てられ、大審院およびその後の控訴院への差戻し判決の結果、寺院の所有権が認定された。しかし、取戻しの実施をめぐって再び訴訟が勃発、その結果寺院側は田地の取戻しに失敗するという紆余曲折の経緯をたどった。

なお私は、本件訴訟の存在を山口地方裁判所蔵の「（未確定）民事記録」⁽¹⁾を点検中知った。明治期の民事判決原本を閲覧する方法として、国際日本文化研究センターの運営する民事判決原本データベースを利用する方法がある。本件訴訟

関連判決の多くは同データベースから閲覧することも可能であるが、前記「(未確定) 民事記録」を参照すると、判決だけからはうかがい知ることのできない事情も見えてくる。そのあたりにも言及したい。

一 山口県東光寺開作田地とは何か

(1) 東光寺の沿革

東光寺⁽²⁾は、山口県萩市椿東椎原に所在する黄檗宗の寺院である。元禄四年(一六九一年)に萩藩三代藩主 毛利吉就が開基となって創建され、同寺は長州藩毛利家の菩提寺であった。東光寺は、厚狭郡松屋村山廉(山口県下関市)にあったものを引き、その規模は宇治の万福寺を模して造立されたと伝えられる。

享保一八(一七三三)年四月、東光寺において寺内に開山堂が建築された。開山堂には、奇数代の歴代藩主(三代吉就、五代吉元、七代重就、九代斉房、一一代斉元)と夫人の墓があるほか、この墓所の手前に第一次長州戦争の責任を負って切腹を命じられた三家老はじめ維新の殉難者の墓もある。

開山堂を永遠に保持するため、翌享保一九年佐々並村に田地七町五反歩が開拓された。その内二町五反歩は藩庁に献納されたが、残り五町歩は佐々並村の村民に割り当てられ、村民たちの納める「加調米」で開山堂永遠の修補料に宛てることとされた。この五町歩が、本件一連の訴訟で争われることになった。

(2) 長州藩の開発田地

山口県を旅行していると、あちこちで開作という地名に出くわす。このような開作地名の多さは、近世の長州藩が新田
山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

開発による耕地拡大に熱心に取り組んだことを示している。⁽³⁾

以下、石川卓美氏の労作⁽⁴⁾によりながら、同藩における新田開発の概要を整理しておこう。石川氏によれば、「開作」は、公営の新田開発を指す用語である。⁽⁵⁾これには、「公儀開作」と「家来拝領開作」の二種がある。このうち、「公儀開作」は蔵入地〈公領〉の拡大を志向するものであり、いっぽう「家来拝領開作」は従属家臣が藩の許可を得て行う開作、即ち給人知行新田の開作である。これには、知行所の区域内で行う「傍示物切開作」、とくに勤功のある者に新恩加給の意味で開作地を付与する「勤功開作」、無給地の小身衆に給与是正の意味で行う「歩戻開作」の別がある。また知行権には関係がないが、藩士が篤志によって行う「御馳走開作」も、家来拝領開作の一種と言える。⁽⁶⁾

本件は、東光寺開山堂修補のため安定的財源を確保する目的で長州藩の支援を背景になされた開拓事業であった。これは、右のカテゴリー中「公儀開作」に属するが、それに加え（主体が、家来ではなく寺院であるが）「拝領開作」の性格も有し、双方の性格をもった開作と言えるのではなからうか。

なお開作にあたって重要なことは、その労働力と費用をどのように調達するかということである。石川氏によれば、新田開発そのものは小規模のものは百姓請負、大規模のものは富農商請負によって行われ、おおむね百姓名田の拡大となる。この場合、開作地に領主権をもつ給人は百姓の投下資本や労力を補償するため免租期間の減下年季を認めることがある。家来開作の場合、藩士の直営は例外に属し、一般には百姓の自家労力と資材の投入による個人請負もしくは村受開作、あるいは富農商の請負開作になる。家来開作―給人知行新田における開発資本の形態には、給人直営の場合、①自己資本、②借入資本の二つ、さもなくば農商出資による請負となる。小規模の場合は③百姓自力請負、あるいは④寄り合いの村請、大規模の場合は⑤富農商の請負となるという。

百姓¹¹農民による自力開作を除いて、必要とされる資本の提供については、藩・給人・富農・富商などさまざまな主体がありうるが、開墾・開拓に従事する労働力を提供するのには百姓¹¹農民のほかにはありえない。とすれば、労働力の提供にどのような見返りを与えるかが重要となる。歛下年季の許与、強力な耕作権の承認、事実上の所持権承認などさまざまな形態がありえたであろう。本件の場合、どのような措置がとられたか、慎重に見きわめなければならぬ。

(3) 明治三年の「采地返上」

明治二（一八六九）年一月二〇日、薩長土肥の四藩主は、連署して版籍奉還を上奏した。天皇から各藩主が預かった版土（土地）と戸籍（人民）を、朝廷に返上するというのが名分であった。同年六月、諸藩主の上奏は聴許され、藩主は領地の支配権を失うこととなった。しかし旧藩主は各藩知事に任命されたので、政府から任命を受けた行政官として、ひき続き旧藩領域に施政権を行使した。この改革をリードしたのは長州藩の木戸孝允であった。⁷⁾

長州藩における知行制は、土地知行が原則であったから、家臣の采地も返還されることとなった。これが「采地返上」である。林元は「山口藩の『采地返上』の仕方」において、「『采地返上』は家臣の『采地』（給地）を没収し、蔵入地に編入する政策である。『采地返上』により、全ての家臣は給地と給地支配に伴う権利・義務を失うこととなる」と述べている。⁸⁾ここで、「采地返上」を命じた明治三年五月二五日の藩府の指令を引用しておこう。

先般采地惣而返上被仰付候付、御家来中勤功開作歩戻開作傍示開作等拝領分与等二而所持之分不殘被召上候、尤既ニ開作取懸リ居未タ一ヶ年も内所務無之分、改而御馳走開作之願替、又ハ地下人ヨリ歛下等ヲ以開立願出候儀勿論不苦候事⁹⁾

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

五一六（二五〇）

「采地返上」の結果、藩内はすべて藩の直轄支配に改められると同時に、下地知行権に付随して、藩士に優先権を認められていた新田開発の制度も廃止した。⁽¹⁰⁾

このように家臣の采地はすべて没収され、開作田地についても全ての権利は収公されることになった。本件との関係では、東光寺が自己所有と主張する開作田地にもこの段階で「采地返上」処分が及んだのではないかとすれば東光寺は所有権を失ったのではないかという問題点が浮かんてくる。

二 開作田地取戻訴訟の概要

(1) 山口始審裁判所の判決

明治一五(一八八二)年、山口県阿武郡椿郷東分村東光寺の住職森田松嶺は、同郡佐々並村に居住する平民ID米蔵外六一名および同村平民SK定一外四八名を相手取って、「開作田地取戻ノ訴訟」を山口始審裁判所に提起した。これに対して始審裁判所は、明治一六年三月一日「原告請求は相い立たず」との判決を下した。

始審裁判所の判決書は、きわめて簡潔である。これによると、原告東光寺は係争の五町歩の地所は、東光寺が自費で開墾したので、所有権は原告にあると主張したようである。一方被告村民側の主張は記載されていない。

原告の主張に対して裁判所は、原告は地券改正〔地租改正のことか―矢野⁽¹¹⁾〕の際や、また明治六年寺院所有の「田圃建造物諸器檀家よりの寄付帳」届け出の際も等閑視し、明治十四年十一月の勧解出願に至ってはじめて係争地の所有権を主張したものであり、またその地所開墾の入費を支払ったことを示す証拠もないので、原告に所有権があると認定することはできないとのべた。

本判決は、きわめて簡潔であるので、あまり付け加えることもないが、判決文中「原告相争フ所ノ反別五町ノ地所ハ旧山口藩ニ於テ采地返還ノ部ニ取調タルモノナルヤ否ヲ認ムヘキ確証無キモ」とある、すなわち裁判所は、明治三年の「采地返還」処分が本件の行方に係わる可能性があるとの認識を示していることに注意したい。

(2) 広島控訴裁判所の判決

始審判決に対し、東光寺側は控訴した。被告は、佐々並村平民SK定一外一二三名である。控訴審を担当した広島控訴裁判所は、明治一七年六月一七日東光寺側の控訴を棄却した。判決では、五町歩の開作田地の理由は、毛利家より東光寺開山堂修補料のため成立したと認定したあと、甲四号証の「延享元年甲子当国山内縫殿以為^{ウツ}「祠田ノ豊凶常住有^ト「闕余也^レ悉入^ニ田於^官「官^ニ歳^ヲ賜^ニ十二^ヲ解^ニ為^ニ常^ニ準^ト」を引用して延享元(一七四四)年以降、該田はことごとく官の支配に置かれることになったと認定した。この場合「官」というのは、長州藩

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

東光寺開作田地訴訟年表

1691 (元禄4)	年	東光寺創建
1733 (享保18)	年4月	東光寺内に開山堂を建築
1734 (享保19)	年	佐々並村に田地7町5反歩を開作、うち5町は村民に割当
1744 (延享元)	年	佐々並村開作田地を「官」に編入
1747 (延享4)	年	洪水により開作田地破壊、復旧に東光寺出資
<hr/>		
1869 (明治2)	年1月	版籍奉還上表、6月 同聴許さる
1870 (明治3)	年5月	山口藩、采地返上処分
1871 (明治4)	年7月	廃藩置県
1873 (明治6)	年7月	地租改正、開作田地は佐々並村民に地券交付
1881 (明治14)	年	東光寺、開作田地の件につき勸解を出願、不調となる
1882 (明治15)	年	東光寺住職森田松嶺、佐々並村民117名を山口始審裁判所に提訴
1883 (明治16)	年3月14日	山口始審裁判所判決、原告東光寺側敗訴
1884 (明治17)	年6月17日	広島控訴院判決、原告東光寺側の控訴を棄却
1886 (明治19)	年3月6日	大審院判決、原審を破棄、大阪控訴院に差し戻す
	〃	7月8日 大阪控訴院判決、東光寺の所有権を認める
	〃	8月2日 東光寺側代言人、大阪控訴院長あて「御説明願」を提出
1887 (明治20)	年2月8日	山口始審裁判所、「裁判執行命令書」を提示
	〃	8月4日 東光寺側、裁判執行願を一時取り下げ
1889 (明治22)	年12月20日	山口始審裁判所、地所見認方請求訴訟判決 ……東光寺側請求を斥ける

のことを指しているよう。

また判決は、明治六年、(東光寺は)係争地の地券を出願しなかったこと、往事—延享元(一七四四)年以降—藩庁において田地を支配し、東光寺は、現米を受け取り修補料に充てるだけであつたとも述べている。

本判決において、東光寺の所有権を否定する決定的証拠として引用された甲四号証の解釈については、その当否がのちに大審院で争われることになった。

(3) 大審院の判決

東光寺側は、控訴審の判決に納得せず、大審院に上告した。明治一九年三月六日に判決があつた。判決は、原判決を破棄し、大阪控訴裁判所に移すといふものであつた。担当裁判官は、西成度、中村元嘉、原田種成の三名であつた。

上告審の判決書は、前二審に打つて変わりきわめて長文である。上告代言人山中道正は、四カ条にわたつて長文の主張を展開したあと、さらに三カ条の追伸を追加した。

上告人の陳述の第一は、本訴田地の由来に関する原被告の主張は相違しているにもかかわらず、原審が双方の陳述は同趣旨としたのは、不当であるとする。第二は、上告第四号証の「入於官」を原判決はこれを「官に献地した」と読んだが、この解釈は誤っている。これは「官に附託した」の意味であると主張した。第三は、被上告人が地券状の下付を得た経緯を審理していないのは審理不盡であるとする。第四は、延享四(一七四七)年の洪水に際し破壊田地に東光寺が消費したとする文書その他を挙げ、東光寺所有の証拠が存在すると主張した。第五(追加の三カ条)は、原判決には、論地の所有権がいつだれに発生したか、いつそれを誰に譲与したか明記がないと述べ、これを明らかにせよと主張した。

対する被告代理人中村剛の主張は、原告人は、被告原告人の個々を相手取つて訴訟を提起すべきところ、一一〇名余を一括し連帯して訴訟を起こしたのは訴答文例第五章二一条に違背し不当である、というものであった。また、本件がもし原告人の勝訴＝被告原告人の敗訴となれば、執行の際無数の不都合が発生し、「又々一個ノ裁判ヲ受ル如キ悪結果ヲ生ス」ることになると述べた。

大審院の判決は、原告人（東光寺側）の論点は、ほとんどの点で理由がないと斥けたが、ただ上記第二条のみ理由があるとして大阪上裁判所での審理を求めて差し戻した。すなわち「入田於官」との文言をたやすく官有（＝藩の所有）としたとする解釈は不条理であり、審理不備かつ事理不分明であるとしたのである。この部分は、本判決の最重要部分と考えるので、第二条の全文を引用しておこう。

第二条

上告第二条及ヒ第四条ヲ按スルニ原裁判所カ上告第四号証ニ入田於官トアル文詞ヲ取テ献地セシト推測スルノ根拠ト為サンニハ何ソ上告人ヲシテ充分ナル弁解ヲ為サシメサルト論難スルハ苦情ニ過キスト雖モ該証ニ「延享元年甲子云々 悉入田於官^レ官^ニ歳^{ヨリ}賜^{コト}十二解^ヲ為^レ常準^ニトアルニ扱^リ輒^タク該田地ヲ官有ト為シタルカ如ク判示シタルハ不条理ナリトス 何トナレハ事実果シテ然ラハ上告第二三号及ヒ六号証書ノ如ク延享元年ノ後ニ在テ該地破壊所修補等ニ東光寺カ関係シタルニ矛盾スルノ疑点ヲ生スレハナリ 将タ該判旨ヲ以テ其管理即チ支配ノミヲ官ニ委ネタリト云フノ意義ナリトセンカ其所有主ハ依然トシテ動カサル筋ナレハ該判文ノ末段ニ「該地ノ関係ヲ脱離シタルモノト認定ス」トアルニ撞着スルカ如シ 而シテ該田地ノ所有権ハ最初上告人ニ存シタルモノトシテ判決ヲ下セシカ如クナルモ其理由ヲ明示セス旁何レノ点ヨリ論スルモ原裁判ハ審理不備且ツ事理不分明ナル不法ノ裁判ナリトス

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

五二二（二四六）

右の判決文の趣旨を分かりやすく示すと、以下のようになるであろう。原裁判所が第四号証の「入田於官」から延享元年に論地は官有（＝山口藩）となったとした判示は、疑問がある。なぜならその数年後該地が破壊された折り東光寺がその修補に関係したと矛盾する（もし藩有地であれば、東光寺が関与するいわれがない）。もしその意味を該地の管理＝支配のみを藩にゆだねたと読めば、所有権は依然として東光寺にあることになり、東光寺が「該地の関係から離脱した」との文言と矛盾することになる。原審の判決文は、「該地の所有権は最初東光寺に存したが、延享元年に藩有となった」とするものようだが、その理由が明示されていないので、審理不尽をまぬかれない。

大審院の判示は以上の通りである。これ以降の差戻審、さらにそれに続く「地所見認方請求訴訟」も、大審院の判示を前提として進められることになった。

また、被上告側の主張（上告人が被上告人の個々を訴えたのではなく連帯して訴訟を提起したのは、不法である）については、第一審・控訴審を通じ主張していないので、被上告人が自認していたものとみなすとされた。また被上告人が敗訴した場合無数の不都合を生じるとの主張は、「仮想」のことに過ぎず、これをもつて訴訟手続を無効とするほどのものではないと述べた。しかしながらこの懸念は、のちに「地所見認方請求訴訟」の段階で現実のものとなる。

（4）差戻審——大阪控訴院の判決

舞台は大阪控訴院¹²での差戻審に移った。この審理では、当事者の呼称として原告や被告あるいは控訴人や被控訴人ではなく、願人および被願人という呼称が使われている。なぜこのような呼称が使用されたのか、今のところ不明である。¹³ともかく、本差戻審における願人は、東光寺住職森田松嶺および門徒惣代二名であった。これに対する被願人は、佐々並村

平民SK定一外一二名であつた。なお、願人側には広島県平民富田治左衛門が、また被願人側には京都府士族梅田壮二が代言人をつとめた。

同控訴院では明治一九年七月八日に判決があつた。この最終判決を出した裁判官たちの顔ぶれは、飯田恒男、中尾直晃、音羽安成の三名であつた。いずれも「評定官」の肩書きが付されている。判決結果は、単純にどちら側の勝利と断言することのできない魔訶不思議なものだったので、後に詳しく述べることにする。

さて控訴審判決書では、最初に願人（東光寺）側の陳述を展開する。陳述は、東光寺開山堂建立以来の経過を詳細に述べ、享保一九年の佐々並村の田地開作は東光寺の自費開墾であるとの主張をくり返している。そして願人（東光寺）側は、最後に結論として、「本訴ノ地所ハ願人ノ所有ニシテ被願人ハ累代之レカ小作人タリシコトノ明確ナルニ地券発行ニ乗シ被願人所有ノ如虚偽ノ申立ヲナシ地券ヲ占有シタルハ不当ナルニ因リ之レカ所有權ノ回復ヲ要ス」と述べた。このとき東光寺が所有権者であり、村民たちは小作人であるという立場を、はじめて明確にしたことは、注目される。

つぎに被願人（佐々並村村民）側であるが、これは主として明治以後の地券発行に至るまでの手続・経過を詳しく陳述した。かつ旧藩時代における開作田地開墾については、東光寺開山堂を将来修補のため、佐々並村の被願人祖先が自費勞力をもつて荒蕪地を開拓したものであると、主張している。

両当事者の陳述のあと、判決書は裁判官の到達した結論を述べる。それは、「本訴土地所有權ハ願人ニアルモ被願人ニ永小作ノ權之レアル上ハ小作人カ該地エ付テノ權利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻スヲ得サルモノト心得ヘシ訴訟入費ハ総テ各自弁タルヘシ」というものであつた。

まず裁判所は、係争地の土地所有權は願人（東光寺）にあると述べている。ではいかにして裁判所はこの結論に到達し

たか。本判決は、七カ条にわたってその理由を述べるが、被願人の主張が採用しがたい理由を述べる形で書かれ、願人側に所有権があると判断した理由は間接的にしか述べられていないので、きわめて分かりづらい。あえてその論理を抽出すると、①享保年間東光寺開山堂永遠保存のため佐々並にある荒蕪地開墾を願し、当時山口藩の允許を得て東光寺より米金を支出して開拓料にあてたことは充分確認できる(第二条)。②采地返上の際係争地は東光寺の関係を離れたとする被願人の主張は、採用できない。東光寺の関係を離れた以降も三五貫目の修補料を付与されているのをみれば、(被願人は)元々所有すべき原因なくして占領しているといえる(第三条)。③被願人は願人より金米を受けて開拓に従事し今日まで耕耘してきたので、永小作人といえる(第四条)。④論地の地券が被願人側に下付されたのは、林秀輔「書上帳」に依拠したものであって、旧記にもとづくものではない(第五条)。以上である。しかし判決の論理は明解とはいいがたく、私たちには論旨が見えてこない。

さて、本判決の結論は、いかに解すべきであろうか。土地所有権は願人(東光寺)にあると明確に述べている。とする東光寺側の年来の主張が認められた勝利と言えそうであるが、果たしてそう受け取っていいかどうか。判決はまた、被願人(佐々並村民一〇名余)に永小作権があると述べている。そしてそれゆえ、小作人に東光寺の所有権を妨害する行為があれば格別、そのような行為がなければ「単ニ之ヲ取戻スヲ得サルモノ」と述べているのである。とすると該地の取戻しを求めた東光寺側の請求は聞き届けられなかったと読めないこともない。かつ訴訟費用は各自の負担としている点からも、東光寺側の完全勝訴ではなかったことがうかがえる。とすれば、この判決を執行しようとすれば、いったい実務はどのように対処すればいいのであるうか。魔訶不思議な判決と述べたゆえんである。

ここまで私は、山口地方裁判所所蔵『明治二十年民事記録』⁽¹⁴⁾中の「明治二十年第九号 開作田地取戻御裁判執行願」に

引用された「裁判言渡書」を見ながら、右の文章をしたためてきた。この「裁判言渡書」は、判決後当事者に交付された判決書と同じものと考えられる。ところで、判決文中に判読の困難な文字があったので、「民事判決原本データベース」中の史料と比べてみることを思い立ち、国際日本文化研究センターのホームページにアクセスしてみた。¹⁵⁾

私は、両者を比較してみても、両者間に大きな違いのあることを発見した。右のデータベースに収録された判決原本には、文章の抹消や追加の跡があり、裁判官の推敲過程がうかがえることがある。通常は、短い文章の追加や単純な誤字訂正程度にとどまる。ところが本判決においては、当初の文章と最終的な判決文とがあまりにも相違していたのである。

大きな訂正が二ヶ所あった。一つは、地券発行時の事情を述べた部分で、「旧名寄帳ニ基キ各所有主ヲ甄別シテ地券台帳ニ登録シ県庁へ進達ノ上地券ヲ下付セラレタルコトハ」という部分が削除されている。しかしこの部分は被願人の主張の要約部分であるから、それほど深い意味からの修正ではなさそうだ。

もう一つは、最後の結論部分である。もともとは、「願人請求ノ開作田地ハ被願人ヨリ還却スヘシ」であった。これが修正された結果、「本訴土地所有権ハ願人ニアルモ被願人ニ永小作ノ権之レアル上ハ小作人カ該地工付テノ権利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻スヲ得サルモノト心得ヘシ」と変更されたことが分かる。すなわち当初の文言では、開作田地は被願人に願人への返還を命じるという願人側の完全勝利となっていた。所有権の所在については明確な言明はないが、係争地の所有権が願人にあることを前提としての返還命令だったであろう。ところが文言修正によって、所有権の所在は願人側にあることが明言されたものの、係争地を取り戻しうるかについては、前述のように不透明という結論に終わった。

以上の点は、訴訟入費の取扱にも反映している。当初は「訴訟入費ハ総テ被願人ニ於テ之ヲ負担スヘシ」であったのが、

加筆修正後は、「訴訟入費ハ総テ各自弁タルヘシ」となった、すなわち訴訟費用負担は、両当事者の痛み分けとなったのである。

三 地所見認方請求訴訟の顛末

(一) 東光寺側「説明願」と山口始審裁判所の命令

大阪控訴院の不可思議な判決を受けて、直ちに原告が行動を起こした。すなわち判決の約一ヶ月後の八月二日原告側代理人富田治左衛門が、大阪控訴院長児島惟謙あてに、「御説明願」を提出したのである。この文書は、前掲『明治二十年民事記録 山口始審裁判所』中の「開作田地取戻御裁判執行願」に綴じ込まれていた。以下その全文を引用する。

御説明願

本年第四百十三号御審判願事件ニ付客月八日御裁判御言渡相成候ニ付テハ其御判文ニ(本訴土地所有權ハ願人ニアアルモ被願人ニ永小作權之アル上ハ小作人カ該地エ付テノ權利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻ヲ得サルモノト心得ヘシ)トノ御判決ヲ与ヘラレシニ基キ之レカ執行ヲ需ムルニ至テハ地券名前換加調米要求等ハ別段御説明ヲ仰カサルモ一目瞭然タル処ナリト雖トモ其他地券名前換ニ於テ該地旧反別五町歩ヲ被願人等カ專横ノ所為ニテ一旦佐々並一村ノ帳簿ニ組込ミ候上ハ今之レカ区別ヲ立ントスルニハ既ニ御裁判状ニ御説明ヲ下サレタル第一條中甲第八号証天保十三年度名寄帳第七條中甲第十六号証明治四五年度名寄帳等ノ字地番号等ニ照合シテ地券証ヲ受領スヘキモノト思考致候得共為念此段奉伺候間何分ノ御説明ヲ与ヘラルヘキ様伏シテ奉願上候

明治十九年八月二日

願人 森田松嶺外二名代言人

広島県広島区袋町平民

富田治左エ門 印

大阪控訴院長

児島惟謙 殿

〔以下朱書〕 御印

割 書面旧反別五町歩ニ相当スル改正反別ノ地券ヲ

印 受クヘキコトト心得ヘシ

この割印が捺印された朱書記載から「説明願」の趣旨を大阪控訴院が了承したであろうことがうかがえる。おそらく「御印」の部分には、児島院長の職印が捺されていたであろう。ただし本文書は謄本であるから、実際の陰影を確認することはできない。

大阪控訴院の見解は、直ちに山口始審裁判所に伝えられたことだろう。同始審裁判所は、明治二〇年二月八日付で、大阪控訴院の裁判を執行する命令書を提出した。この文書には、乾判事の認印が捺印されている。

当裁判所ハ山口県長門国阿武郡椿郷東分村東光寺住職竹内松嶺外式名ヨリ同県同国同郡佐々並村平民井上源次郎外百九名へ係ル開作田地取戻訴訟事件ニ付大阪控訴院ノ言渡シタル此裁判ノ執行ヲ命令スル者也

明治廿年二月八日

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

五〇六（二四〇）

山口始審裁判所

(2) 地所見認方請求訴訟の提起

ところが、裁判所の命令が出されたにもかかわらず、村民たちはあれこれと言を構えて面従腹背、判決の執行は遅々として進まなかった。その間の事情については、原告側代人三宅孟の「副書」⁽¹⁶⁾が物語っている(傍線は削除部分を示す)。

副書

一 甲者従来所有スル地所ヲ売却セシ中ニ今回東光寺ノ所有ニ帰スル地所ノアリテ甲者ハ乙者ヘ売渡シタル地所ニ相当スルモノト云ヒ乙者曾テ不肯シテ両者ヘ売却セシコトアレハ之レニ相当センナラント云ニ丙者信ンシス唯争フ迄ニテ客年以來今日迄モ決果ヲ得サルモノナリノ点アリ

一 客年八月以來数十名ハ地券書換ノ義ハ異議ナク取謀フヘクト申立ル而已ニシテ事業ヲ取ラス約リ本年三月御庁ノ御命令書ニ依リ担当人ヲシテ相当スル地券ノ取調ヲモ為シ既ニ書換ノ手続ヲ為スノ景況ヲ視セナカラ徒ラニ之ヲ遷延ス 亦タ数名取調ヲモ致サ、ルモノアリテ佐々並村派出ノ警官ニ助力ヲ乞フト雖トモ之レ又肯ハサルヲ以五月十八日義務者御召喚ノ義ヲ願出候処再度ノ御命令書可相願トノ御談ヲ蒙リ其御下付ヲ得而シテ受村戸長役場ヘ其趣旨願書ヲ以願出候処個ハ是レ權利者即チ東光寺ノ所有ニ帰スル地所ト義務者所有地トヲ合併シ以テ一筆ノ地券証ヲ下与セラレアレハ之レカ分割方法ニ異議ヲ生スルニ起因スルモノナリ 而シテ今ヤ該地券証ノ書換ヲ為サンニハ明治十五年一月三十一日ノ御布達土地分割取扱手続ニ依拠スヘキモノト思考仕候(第一条売買譲渡等ノ為メ一筆ノ土地ヲ分割シテ與書割印ヲ受ケ地券書換ヲ請ハント欲スルモノハ境界ヲ明瞭ニシテ其反別ヲ正シ地位ノ優劣ニヨリ全筆ノ

地価ヲ）云々（第二条戸長ハ実地ヲ檢シ不都合ナキ時ハ奥書割印ヲナシ若シ反別実価配分上不適當ノモノアリト認
ル場合ニ於テハ其旨ヲ説諭）云々〔第三条ヲ署シ但書ニ〕（但売買譲渡ニアラスシテ自己ノ都合ニヨリ一筆ノ土地
ヲ分割スルモ前条々ノ例ニヨルヘシ）トアリテ此場合ニ於テハ仮リニ反別壹反歩ノ地券トス此中ニ甲所有地三畝歩
アリ乙所有地七畝歩ナリ之レカ現畝歩ハ壹反五畝アルトキハ地券面ノ壹反歩ヲ除キ残ル五畝歩ハ甲ノ三畝歩ト乙ノ
七畝歩ト二分与スルコト正当ノ処置ナリト私考セリ 然ルニ義務者ヲシテ現畝歩ハ幾干アルニモスラ權利者ノ三畝
歩ヲ合併シヨレハ唯其三畝歩ヲ而已切渡余地ノ分配ハ致サ、ルモノト主張ス 中ニ權利者東光寺分ノ地所ヲ而已ヲ
全筆ノ地券証ヲ受得セシアルノ部分ハ果シテ反別ニ纏余地ヲ除キ切渡サント云フニハアラスシテ地券ノ書換モ為シ
現地モ不殘引渡ス可クト云フニアリ 然レハ則チ以前ニハ別チアルヲ合併シ以テ一筆ノ地券証トセシコトハ取りモ
直サス義務者ノ都合上ヨリ出テタルモノナリ 今ヤ全筆ノ如キ直當ニ処置スルニ於テハ合併シテ今ヤ一筆ナルヲ分
割スルト雖トモ前陳ノ如ク取謀フ可ク筈ナリ若シ之レカ実地ニ就キ反別ニ不足ヲ生スルトキハ畝數ニ負担スルハ當
然ナリト思考仕候

前条ノ場合ニ御座候処受村戸長ニ於テモ結局戸長ノ元ニテハ落着ニハ難至ト申聞候間不止得義務者御召喚ヲ奉願候
次第二御座候得ハ此段御採用被成下候様奉仰願候也

明治二十年六月三十日 山口県阿武郡椿郷東分村

竹内松嶺外二名代人

広島県平民 三宅 孟印

山口始審裁判所書記局 御中

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

五〇四（二三八）

権利者(東光寺側)に対する義務者(村民側)の抵抗としては、①甲が乙へ売却した所有地の中に権利者東光寺分が含まれていると言うのに対し、乙はそれは別の売却地であると否定して争う。②義務者は地券書換えに異議はないと言いがら、いたずらに手続きを引き延ばす。③派出警官や戸長役場の協力を得て、義務者召喚を求めるとも、再三再四召喚に応じない、等々が挙げられている。このように村民側がサボタージュをくり返し、手続き進行が進まない原因について東光寺側代人三宅孟は、権利者所有分と義務者所有分が一筆の土地中に合併されており、この分割方法に義務者側があれこれと異議を申し立てるためであると述べている。

途方に暮れた代人の三宅は、再度の命令書伝達、戸長役場での説諭、裁判所への召喚願提出などあれこれ試みるが、徒勞に終わった。そこで三宅は、同年八月四日ついに「裁判執行願」を一時願い下げとした。これは、改めて「地所見認方請求ノ訴訟」を提起し、勝訴を得たうえで、公力をもって村民たち名義の田畑から東光寺所有地分を区分させ、その上で地券書換まで進もうとする目論見であった。

「地所見認方請求ノ訴訟」の提起日ははつきりとしめない。恐らく明治二〇年の後半であろう。同訴訟の原告は竹内松嶺となつている。この竹内は、先代東光寺住職森田松嶺の後継者であろう。また東光寺の門徒総代二名が原告に加わること、前記大阪控訴院の差戻審と同様であった。

原告東光寺側は被告村民側を三つのグループに分けて訴訟を提起した。第一は、TY金五郎外四二名、第二は、HS修三だけであるがFI市五郎を参加被告人に加えた。第三は、YM市松外六三名であった。三グループに分離されたとはいふものの、審理は並行してすすめられた。原告側代言人は大分県平民で山口県で開業していた小河源一、被告側は代言人として山口県士族の小田寅亮および代人としてFI半一が代理人をつとめた。三件とも、裁判官は判事の脇屋雄六、判決

は明治三二年二月二〇日であった。

(3) 山口始審裁判所の判決

①第一事件⁽¹⁷⁾ まず第一事件(東光寺対T.Y.金五郎外四二名)について、検討を加えよう。原告の請求は、明治一九年七月八日の大阪控訴院判決において旧反別五町歩の土地が東光寺の所有と確定したので、被告各自は自分の小作した土地の新地番新畝歩を見認するよう求めるというものであった。これに対し被告側は、大阪控訴院の判決は名寄帳に記載する地所が原告の所有ということを示したにすぎず、原告に対し「該物件ノ所在広狭等ヲ〔被告に〕指定セシメ得可キ権義ノ關係ヲ構造シタルモノニ在ラス」、すなわち一種の依頼であつて権利義務の問題ではない、と主張した。

両当事者の主張に対し、山口始審裁判所は次のように述べた。大阪控訴院の判決は、「其争訟ニ係ル地所ハ其所有權原告東光寺ニ在ルモ被告等ニ其永小作權アルヲ以テ小作人ニ該地ニ付テノ權利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻スヲ得ス」と判示しており、現地取戻しの請求は採用しなかつたものである。また訴訟入費についても各自自弁という判決なので、そもそもこの裁判はあえて執行を要すべき点はないと言ふべきである。また、明治一九年の丈量改正により地券制度そのものが消滅しており、「改正反別の地券」なるものが存在しないと指摘した。⁽¹⁸⁾ さらに旧名寄帳は当該地の字、旧反別、小作人の氏名を掲げるとどまつており、原告が書き替えを求めるといかなる名称の券証か、また対象地の位置および畝歩を特定することが必要である。原告がこれらを指示できないのであれば、これは原告が直接に土地を管理していないところから生じたもので、原告の不注意に起因するといわざるをえない。被告らは、三〇石の米を加調石として蔵入りするようになって以降、東光寺から開墾料を受けて開いた地所と東光寺に關係しない地所を混淆し、両者と

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

五〇二(二三六)

もに自己の所有地と信じて地券の授与を受けただけであり、そこには咎めるべき過誤はない。原告等は大阪控訴院から執行の掛け合いを受けたというが、この裁判たるやそもそも直ちに完全な執行のできないものであったといわざるをえない。そして訴訟入費の負担について、判決は、原告らは不完全な請求をなしたものであるから、「説令本訴^{たしひ}ハ原告ノ勝訴ニ帰スルモ尚ホ其訴訟入費ハ原告ノ負担ニ帰ス可キノ筋タリ」と述べた。¹⁹⁾

ここまで読んで私は、シェイクスピアの戯曲「ヴェニス商人」におけるポーシャの論法を想起した。開作田地に関する東光寺の所有権は認めましょう、しかしその取戻し¹⁸⁾返還請求は認めませんというわけである。

②第二事件²⁰⁾ つぎに第二事件（東光寺対H S修三の事件）をとりあげる。原告東光寺側の主張によれば、名寄帳上OM八右衛門の名義であった一反二四歩の土地は、H S修三を経由して現在はF I市五郎（参加人）が所有する土地のいずれかとなっている。この土地は、大阪控訴院の判決で東光寺の所有と認定されたので、被告H S修三にその見認を求めるといふものである。

被告H S修三の主張は、OM八右衛門の所有する土地は二筆あり、東光寺に關係する土地はOM弥五郎（八右衛門の相続人）からF I市五郎（参加人）が買得した土地である。自分所有の土地は、八右衛門がY M朔一に売渡し、その後朔一から買得した土地であり、東光寺関連の土地とは關係がないと述べた。

判決では、OM弥五郎は開作田地訴訟に關与したと自陳しているので、その証言には証拠能力がない。また、原告代理人は、争いとなっている五畝歩の地所が修三（被告）の土地かF I市五郎（参加人）の土地かは両名の間で決した方に請求するといっている。本件は、確定物に關する訴訟であるから、訴訟物の確定は原告に拳証責任があるとして、「本訴ハ原告ノ拳証未タ尽サ、ル所アリテ其物件ヲ確認スル能ハサルニ因リ原告ノ請求相立サルモノトス」と、原告の敗訴を言い

渡した。

③第三事件⁽²¹⁾ ついで第三事件（東光寺対Y M市松外六三名）の場合はどうか。本事件においても、原告東光寺の依拠する所は、開作田地の所有権は東光寺にありとした大阪控訴院の判決である。本件の場合他の二件と比して特異な事情としては、被告の所有地となっている新地番新畝歩の土地が、開作田地に由来する土地と被告固有の土地（いずれも旧地番・旧畝歩）とが混淆して、容易に区別できなくなっていたことである。そこで原告は、「比例ノ算法」すなわち旧反別中の開作田地と固有の土地の割合をもって新地番の土地を見認するよう求めた。

これに対し被告側代言人は、「比例ノ算法」による見認を許容すれば、被告の固有地もしくは自費開墾地の地内に原告が侵入することを認めることになり、不当の請求であると論じた。

裁判所は、旧畝に対して新畝に「延畝」がある場合、開作田地と固有地が同一の割合で「延畝」したと断ぜられるかどうか、その挙証責任は原告にある。その点も含め、原告に属すべき土地の指定―名寄帳記載の字反別が旧地番・旧畝歩のいずれに該当し、またそれが丈量改正後の新地番・新畝歩のいずれに該当するか―は、原告がなすべき責任を有する。それゆえ、「原告人ノ請求ハ各被告人カ見認メタル処ノ所在反別ニ止ルモノトス其訴訟入費ハ原告人ノ負担タル可シ」と判決をくだした。

む す び

本件「東光寺開作田地取戻訴訟」は、その実態を見れば二段階の訴訟事件が合体したものと考えられる。第一段は、当該係争地の所有権者は誰かという事件であり、第二段は、当該係争地の所有権が東光寺に存することを前提として、佐々

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

五〇〇（二三四）

並村民から当該土地の取戻し引渡を求めるといふ事件である。

まず、第一段の所有権の所在問題について考えてみよう。私は、この問題が裁判の中で、近代法特有の概念に係る「所有権」の帰趨という形で争われたことに対して違和感を感じざるをえない。すなわち、近世江戸時代の土地所有は、近代法とは異なる所有体系の下に存在した。私見によれば、江戸時代の初期から中期にかけては、在地知行制が残存しており、それゆえ封建領主（＝藩主）の領有権（貢租の徴収を含む領地（＝蔵入地）支配と一体）、知行主の知行権（貢租の徴収を含む知行地内の支配と一体）、百姓（＝農民）の所持権（農地の耕作権を主たる内容とする）、の三層構造において存在したと捉えるべきであろう。多くの藩においては、在地知行の衰頽に伴い、封建領主（＝藩主）の領有権と百姓（＝農民）の所持権の二層構造に移行したが、長州藩の場合は、在地知行が強固に残存し、さきの三層構造が維持されたとみるべきであろう。

では、本件訴訟で争われた東光寺開作田地の場合は、どのように判定すべきであろうか。東光寺は寺院であり武家ではないが、毛利家によって特権を擁護され、知行主に準じる存在であったと見ることができよう。この立場に立つて、係争地がさきの三層構造のいずれに位置するか考えてみよう。最初のポイントは、享保一九（一七三四）年の佐々並に田地七町五反歩が開作された時点である。このうち二町五反歩は藩庁に収納され、五町歩は村民に割当られかつこの内から毎年十二石が「加調米」として開山堂の修補料に充てられたことでは原被告双方一致している。この時点では、藩庁に収納された二町五反歩分と、明確に区分されているから、五町歩分は東光寺の知行地とみてよいであろう。

次のポイントは、延享元（一七四四）年の時点である。「延享元年甲子当国山内縫殿以為^ヲ祠田ノ豊凶常住有^レ闕余^ト也悉入^レ田於官^ニ官歳^{ヨリ}賜^フ十二斛^ヲ為^ス常準^ト」云々とする令が達せられた。この文旨は、開作田地につき「ことごとく田を官に

入れ、官より歳ごとに十二斛を賜うことを常となした」と読むことができる。官とはこの場合、毛利家Ⅱ長州藩である。これを原告東光寺のように、「官に附託した」と読むのは、かなり強引な解釈といえよう。原告東光寺側は、このあと延享四年、洪水によって破壊された佐々並の開作田地復興に東光寺から出費した記録があることをもって、東光寺に所有権ありとの補強材料としている。もし開作田地が破壊されたままであれば、毎年十二石の開山堂修補料は東光寺の財政から填補しなければならず、寺にとって大きな打撃となろう。復興費用がいかなる方面に支出されたか主張がないが、おそらく大部分は復興に従事した農民の労賃に支出されたであろう。東光寺が毎年の修補料確保のためにその分を支出したと考えれば納得がゆく。これだけで所有の証明となすのは弱いと言える。

第三のポイントは、明治三（一八七〇）年の「采地返上」の処分時である。さきに指摘したように、藩主の版籍奉還に準拠して、家臣の知行地（采地）も返上を強いられた。この時もし係争地が東光寺の知行地として残存していれば、返上処分の対象となり、蔵入地に強制編入されたはずである。判決が認定しているように、この時「采地返上」の対象とならなかったとすれば、該地はもはや東光寺の土地ではないと自他ともに認識していたことを意味するのではないだろうか。

明治六年以後の地租改正においては、全国的に農民の所持を所有権と認定する方向で進められた。この時、検地帳や名寄帳の記載に依拠して、所有地は確定され、漸次地券が発行された。本件訴訟の係争地も、名寄帳記載に従って村民に地券が交付され、地所見認請求の段階では腑分け不可能だったというのであるから、それまでに各村民固有の田畑と開作田地に由来する土地は一体化していたのであろう。以上を勘案すると、東光寺に所有権を認定した大審院および大阪控訴院差戻審の判断には、そもそも相当無理があったと言えるのではないだろうか。

東光寺側は、大審院および大阪控訴院差戻審判決において開作田地の所有権を認められながらも、結局土地の取り戻し

を実現することはできなかった。なぜこのようなことになったのであろうか。

まず大審院の判決はそれとして、大阪控訴院は判決起案の段階までは、東光寺に開作田地の所有権を認めるとともに土地取戻しを命ずる意図であつたと考えられる。ところが判決文言確定に至る段階で、完全に方向が転回した。この原因はどこにあつたか。考えられる可能性のひとつは、合議の過程で本案特有の複雑さ(寺院側の所有権を容認したとしても執行はきわめてむづかしいという事情)に気づいたという可能性である。もう一つは、大審院判決の強引さに対する控訴院側の反撥である。大審院は、強引な論法で東光寺の所有地とする方向で判決をとりまとめた。藩政期における当該地の所有関係や、明治三年の「采地返上」処分をいかに解釈するかなど根本的な問題を検討せず、この結論を導いたのではないかの疑念が控訴院側に生じた可能性はあると思う。

さらに見認事件であるが、この事件は通常の訴訟事件の枠からはみ出した特異な事件であつた。原告は被告の所有地に對し、開作田地由来の部分と被告固有の土地とを分割することや、比例法による振り分けを求めた。これに對し被告側は、これは原告から被告に對する「依頼」であつて、権利・義務の所在をめぐる訴訟とは言えないと主張した。

見認事件を担当することとなつた山口始審裁判所のほうも、第一事件では、「然ルニ原告ハ直接ニ其土地ノ管理ヲ為サ、リシヨリ遂ニ其自己所有地ノ所在広狭等ヲ知ラサルニ至リ茲ニ被告小作人等ニ之レヲ問フヲ要スルニ至リタル所以ノモノハ抑原告自己ノ不注意ニ起因スルモノト云ハサル可カラス」と、所有権ありと主張する原告が対象とする土地の現況をまったく把握していないという管理の「不注意」を指摘した。また第二事件では、「之ヲ要スルニ名寄帳ノ旧五畝歩ハ原告申述ノ如ク被告兩人ノ現ニ所有スル地所中ニ含有セルモノタルニモセヨ素ヨリ確定物ニ関スルノ訴訟ナルヲ以テ其何レノ一方タル可キヲ確認スルノ証左アラサル限りハ原告ノ拳証ニ於テ未タ尽サ、ル処アルモノトシ其請求ヲ排斥セサルヘカラス」

と、確定物に関する訴訟については、原告に挙証責任があるとの立場から、係争地の反畝歩・地番等をまったく指示することのできない原告の主張を排している。

さらに第三事件において裁判所は、「抑モ佐々並村ノ如キハ概シテ海面ヲ抜クコト凡ソ壺千尺ニ近キ高躁ナル谿谷ノ間ニ在リテ今尚ホ多クノ未開墾地ヲ見ルカ如キ地勢ナレハ其開墾事業ノ累年ニ渉ルモノナルコトハ親シク其地ヲ跋涉シタルモノノ感触スル処ナルヲ信ス 左スレハ今ヲ距ル百数十年前ナル享保年度以降曾テ之レニ関係シタル地所無シト推断スル如キアラハ之レ大ニ其事実ニ背違スルモノト云ハサル可カラス 之レ其自費開墾地アリト云フ被告等ノ申述ヲ採納シ原告ニ属スル地所ハ被告等ノ指定認証シタル部分ノ外ニ出ツ可カラスト断定スルノ一理由ナリトス」と述べ、佐々並村の地勢から百数十年以上にわたって現地を維持し耕作しつづけた地元農民たちと、まったく現況を把握することなく所有者だと主張する原告側の主張を比較し、いずれが真摯な主張を展開しているかを判断した。

係争地は、五町歩の田地である。決して小面積とはいえないが、これを百人余に振り分けて毎年一二石の「加調米」を担当したというのである。一人当りにすれば、狭小の面積であり、負担も過重とはいえない。この極小面積の土地を寺院に帰属させようとした大審院および大阪控訴院の判決は、現地の実情から乖離したものであったと言わなければならない。山口始審裁判所の判決は、手続的実体的さまざまなテクニクを凝らして具体的妥当性をかろうじて保持しえた「ヴェニス商人」的判決と言えるのではなからうか。

(1) 「未確定」民事記録」の史料的人格および概要については、「『未確定』民事記録」から見る民事訴訟の世界」(矢野達雄・石川一三夫編『裁判と自治の法社会史』晃洋書房近刊予定、に収録)を参照されたい。

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

四九六(二三〇)

- (2) 東光寺に関する以下の記述は、『国史大辞典』第一〇卷(吉川弘文館、一九八九年)八一〜八二ページ、『山口県百科事典』(山口県教育会、一九八二年)五四九〜五五〇ページ、『山口県の地名』(平凡社、一九八〇年)六七三ページを参照。
- (3) 山口県においては田畠総数が、慶長一五(二六一〇)年検地の四万七二九〇町余から、明治六(一八七三)年地租改正の七万九六七九町余まで、耕地が六八・五%も増加している(『県史シリーズ三五山口県の歴史』山川出版社、五ページ)。
- (4) 石川卓美「長州藩における新田の開発——主として給人知行新田と農民的土地所有の展開——」(『山口県地方史研究』第九号、一九六三年)。
- (5) 高橋伯昌氏によれば、開作とは、「海岸の干潟を堤防をきずいてしめきり、あるいは原野を開墾して村をひろくこと」をいう(『山口県百科事典』山口県教育会、一九八二年、一四二ページ)。高橋氏の見解では「開作」は単なる未墾地の開墾ではなく、村をひろくことが重要な要素とされている。
- (6) 石川氏によれば、御馳走開作には、藩士のみならず百姓が自力で行う開作があるとのことである。
- (7) 山口県公文書館『山口県政史上巻』一九七一年、一五ページ。
- (8) 林元「山口藩の『采地返上』の仕方」(『山口県地方史研究』第一〇〇号、二〇〇八年、二〇ページ)。
- (9) 石川卓美、前掲論文、四ページ。なお引用法令は、「采地一件控」(山口県庁伝来旧藩記録)による。
- (10) 前掲、『山口県政史上巻』、二〇ページ。
- (11) 明治六年太政官布告第八九号。本布告では、「寄附帳」「什物帳」を二部作製し、一部は戸長役場に、一部は寺院に備え置くことを求めた。
- (12) 大審院判決は、大阪控訴裁判所に差戻すと判決したが、明治一九年の裁判所制度改正により、大阪控訴裁判所は大阪控訴院と名称を変えた。
- (13) 本判決文中に「東光寺ハ当初荒蕪地開拓ノ願人ニシテ」という表現があるから、「願人」を(藩に荒蕪地開拓を願い出た者)という意味で使用していることは明らかである。しかし、この種の語を訴訟の当事者名に転用して使用した理由は、よくわからない。

- (14) この簿冊の名称は、元々『明治二十年 済口願番外済口一件書類』と墨書で記載されていたものが抹消され、いつかの時点で『明治二十年 民事記録』と朱書により書き換えられたものである。いつ頃どのような経緯で書き換えられたかは、不明である。
- (15) 本事件大阪控訴院判決は、日文研『民事判決原本データベース』に、簿冊番号二〇〇〇〇七九、簿冊内番号〇〇〇九、事件番号一八八六年第〇〇一四三号として掲載されている。
- (16) 本副書は、前記「開作田地取戻御裁判執行願」(『明治二十年民事記録』在中)に綴じ込まれた文書のひとつである。
- (17) 本第一事件の判決は、日文研『民事判決原本データベース』に、簿冊番号四〇二〇〇〇一八、簿冊内番号〇〇七一、事件番号一八八九年第〇〇一〇号ノ内として掲載されている。【史料】の③に全文引用した。
- (18) 地租改正時の丈量がきわめて不正確であったことから、明治一九年に丈量のやり直しが一斉に行われた。また同年の登記法によって、地券は有名無実の存在となっていたことは確かである。
- (19) 本件の被告のうち、F I与三郎は本訴の答弁をなさなかつたとして、訴訟入費は各自弁との判決を受けた。
- (20) 本第二事件の判決は、日文研『民事判決原本データベース』に、簿冊番号四〇二〇〇〇一八、簿冊内番号〇〇七二、事件番号一八八九年第〇〇一〇号ノ内として掲載されている。
- (21) 本第三事件の判決は、日文研『民事判決原本データベース』に、簿冊番号四〇二〇〇〇一八、簿冊内番号〇〇七三、事件番号一八八九年第〇〇一〇号ノ内として掲載されている。
- (22) 被告のうち若干名は、請求の反別を原告に示し、東光寺に所有権のあることを承認した者がいることが、判決文中に示されている。

【史料】

①大審院判決(明治一九年三月六日) 抜粋

(前略) 依テ本院ニ於テ双方代言人ノ弁論ヲ聴キ弁明スル左ノ如シ

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

四九四(二二八)

第一条

上告第一条ヲ按スルニ原判文中「東光寺開山堂修補料ノ為ニ成立シモノナルヤ云々双方ノ陳述モ亦其旨趣ヲ同フセリ」トアルヲ非難シテ本件田地ニ関スル両造ノ争点ニ於ケル上告人ハ東光寺自費ヲ以テ開拓シタリト主張シ被上告人ハ其祖先カ失費勞力ヲ尽シ開墾シタリト抗弁シテ氷炭相容レサルモノナルニ斯ル判決アリシハ訴旨ヲ誤リタルモノナリト云フト雖モ双方ノ陳述モ亦其旨趣ヲ同フセリ」トハ開作田地ノ東光寺開山堂修補料ノ為ニ成立タルコトヲ謂ヘル迄ノ意義ト解釈シ得ヘケレハ上告ノ理由トスルニ足ラス

第二条

(以下、本文中に引用)

②大阪控訴院判決(明治一九年七月八日) 抜粹

(前略) 因テ証拠書類ヲ審閲シ双方代言人ノ弁論ヲ聴キ説明スル左ノ如シ

第一条 被願人ニ於テ甲第一号乃至八号証等ハ願人ノ自製ニシテ真正ノモノニ非スト云フト雖モ口頭ノ陳述ニ止リ不真正ト認ムヘキ証憑ナキノミナラス該証ヲ熟覽スルニ其順序整頓シ其首尾照応シ紙質文詞ニ至ルマテ能ク當時ニ適合スルモノト確認シ得ヘキニ依リ不真正ナリトノ供述ハ採用シ難シ 況ンヤ曩時広島控訴裁判所カ甲第一号乃至甲第八号証ニ依リ証スルニ足レリ云々ト言渡シタル裁判ヲ被願人カ上告答書中ニ原判文ノ全体ニ於テ毫モ非難スルヲ得スト明記セシニ於テオヤ

第二条 被願人ニ於テ正租ト加調石トヲ併合スルモ仍ホ類地ノ高ヨリ低キヲ以テ祖先ノ開墾セシモノナリト云フモ前条ニ

説明スル如ク甲第一号乃至八号証ノ真正ナル上ハ延享〔享保〕年間東光寺ノ開山堂永遠保存ノタメ佐々並ニアル荒蕪地開墾ヲ出願シ当時山口藩ノ允許ヲ得東光寺ヨリ米金ヲ支出シテ開拓料ニ充テタルコトハ充分確認シ得ヘキモ當時被願人ノ祖先カ自費ヲ以テ開拓セシ等ノコトハ想像ノ陳述ニ止リ一ノ証憑ナキニ因リ採用シ難シ

第三条 被願人ニ於テ采地返上ノ際東光寺ノ關係ヲ離レタルモノナリト云フモ論地ハ願人ノ先代カ費用ヲ支出シ開墾シタルノ功勞ニ依リ一般ノ土地同様トナリ東光寺ノ關係ヲ離レタル以降モ年々三十五貫目ノ修補料ヲ附与セラレタルヲ視レハ被願人ニ於テ払下ケヲ受ルカ又ハ讓リ受ルカニ非サレハ元來所有スヘキ原因ナクシテ之ヲ占領スルノ理由ナキモノトス

第四条 被願人ニ於テ論地ハ被願人及ヒ其祖先カ村吏ノ公証ヲ經テ自由ニ売買シタリト云フモ甲第十六号証及其他ノ数証ニ照スニ東光寺ハ当初荒蕪地開拓ノ願人ニシテ其開拓ニ付テノ費用ヲ支出セシモノナレハ則チ該地ノ所有主又被願人ハ願人ヨリ金米ヲ受ケテ開拓ニ從事シ爾來今日マテ耕耘シ來リシ者ナレハ取モ直サス該地ノ永小作人タル明ラカナリ然則其売買ハ土地所有權ノ売買ニ非スシテ使用權則チ永小作ノ売買ヲナシタルナレハ村吏ノ公証ヲ受ルモ敢テ怪シムニ足ラサルモノトス 況ンヤ乙第十六号乃至十八号ノ売買証ニ東光寺名田ト記載シアルニ於テテヤヤ

(第五・六・七条略)

右条々ノ理由ナルニ依リ判決スル左ノ如シ

願人請求ノ開作田地ハ被願人ヨリ還却スヘシ訴訟入費ハ總テ被願人ニ於テ之ヲ負擔スヘシ〔本訴土地所有權ハ願人ニアルモ被願人ニ永小作ノ權之レアル上ハ小作人カ該地工付テノ權利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻スヲ得サルモノト心得ヘシ訴訟入費ハ總テ各自弁タルヘシ〕

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

四九二(二二六)

明治十九年七月八日大坂控訴院ニ於テ終審ノ裁判ヲ言渡スモノ也

(以下略)

※注：傍線部は削除部分、〔 〕内は付加部分を示す。

③地所見認方請求訴訟第一事件、山口始審裁判所判決 (明治三二年一月二〇日) 全文

裁判言渡書

原告人 山口県長門国阿武郡椿郷東分村東光寺住職 竹内 松嶺

同 同寺信徒総代人 佐藤 政秀

同 同 南方 彦能

右代言人 同県周防国吉敷郡上宇野令村寄留大分県平民 小河 源一

被告人 同県長門国阿武郡佐々並村字市居住平民 TY金五郎

(以下三九名省略)

右TY金五郎外四拾名代言人

同県周防国吉敷郡山口町大字道場門前町居住士族 小田寅亮

被告人 同県長門国阿武郡佐々並村字長小野居住平民 SU 彦吉

右代人 同県周防国吉敷郡山口町大字早間田居住士族 FI 半一

被告人 同県同国同郡上中野令村居住平民 FI 与三郎

右竹内松嶺外二人ヨリTY金五郎外四十二名ニ対スル大阪控訴院ノ判決ニ対スル地所見認方請求ノ訴訟ヲ審理スルニ左ノ如シ

原告代人申述ノ要旨ハ原告東光寺カ佐々並村住民SK定一外百拾弍名ニ対シテ起シタル開作田地取戻ノ訴訟ニ於ケル第二控訴ニ因リ明治十九年七月八日大阪控訴院ニ於テ受ケタル終審ノ確定裁判ヲ以テ本訴甲第壹号証拠タル名寄帳ニ記スル旧反別五町歩ノ地所ハ原告東光寺ノ所有ナリト確定シタリ 然レトモ其新地番及畝歩ハ今訴訟物件トシテ掲ケタル処ノモノニ該当スルノ証明ヲ得サレハ之レカ執行ヲ受クル能ハサルヲ以テ村役場ノ帳簿ニ就キ之レカ取調ヲ為シ更ラニ之レヲ見認方ヲ各被告人等ニ掛合タルモ容易ニ之レニ応セス因テ茲ニ本訴ヲ提起シタリト云フニ在リテ其名寄帳中各被告人ノ小作セラル地所ハ則チ訴訟物件ニ掲ケタル地番及畝歩ニ該当スルモノナルコトヲ被告各自ニ見認ル可キ様裁判ヲ受度ト云フニ在リ 被告人TY金五郎外四拾名代人答弁ノ要旨ハ原告人ノ請求ニ対シ甲第一号証拠タル名寄帳ニ記スル旧畝歩ハ則チ原告カ訴訟物件トシテ掲ケタル新地番及畝歩及ヒ新ニ被告カ掲ケタル処ノモノニ該当スルモノナルコトヲ見認ムト云フニ在リ 然レトモ第二控訴ニ於ケル大阪控訴院ノ判決ハ甲第壹号証拠名寄帳ニ記スル地所ハ原告ノ所有ナルコトヲ証明スル迄ニ過キシテ被告等ヲシテ該物件ノ所在広狭等ヲ指定セシメ得可キ権義ノ關係ヲ構造シタルモノニ在ラス 故ニ本訴ノ如キハ原告カ一ノ依頼ヲ被告ニ為スモノニシテ固ヨリ権義ノ争点ナキモノナルニ原告ハ之レヲ起訴シタルモノナレハ其曲原告ニ在ルヲ以テ訴訟入費ハ原告ノ負担ニ属ス可キモノナリト云フニ在リ 被告人SU彦吉代人答弁ノ要旨ハ原告ノ訴訟物件トシテ掲ケタル新地番及畝歩ハ其名寄帳ニ記スル所ノモノニ該当スルモノナルコトヲ見認メ而シテ彦吉ハ已ニ地券ヲモ原告方ヘ引渡シ置タル程ナルハ必竟原告ハ無用ノ訟求ヲ為シタルモノナルヲ以テ本訴ノ入費ハ原告ヨリ償却ヲ受ケ度ト云フニ在リ

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について(矢野)

四九〇(二二四)

原告代理人之レニ答フル要旨ハ原ヨリ權義ノ争点アリテ訴訟トナリタルモノナルヲ以テ其入費ハ本案曲者ノ負担ニ在ル可キモノナリ 抑本案ノ地所ハ初メヨリ原告東光寺ガ直接ニ之レヲ管理シタルニアラズシテ其委託者タル旧藩庁カ小作米ヲ取立原告ヘ下与シ来リタルモノナリシカ明治六年地券発行ニ乗シ被告人等ハ擅ニ自己ノ名義ニ地券ヲ受ケタルヲ以テ原告ハ所有權回復ノ訴訟ヲ起シ遂ニ第二控訴ニ於テ原告勝訴ノ裁判ヲ受ケタルモノナリ 故ニ原告ハ被告ヲシテ其地所ノ何レタルヲ見認メシムルノ權利アルモノニシテ決シテ德義上ノ依頼ヲ為スモノニ在ラス 但原告ハ争訟ノ類ヲ加フルヲ厭フヲ以テ被告ノ新タニ掲ケ来リタル地所ニ付テハ其申述ヲ承認スト云フニ在リ 而シテ初メ之レカ執行ヲ各被告人ニ就テ促シタルモノ之レニ応スルモノナカリシハ必竟一村拳テ之レヲ拒ミタルモノニシテ今S U彦吉カ為ス答弁ノ如キハ其抗拒ノ理由ナキヨリ初メヨリシテ之レヲ拒ミタルコトナキカ如ク云做スモノナリト云フニ在リ

被告人F I与三郎ハ答弁ヲ為サス

因テ各証拠ヲ審閱シ判決ノ理由ヲ示スコト左ノ如シ原告東光寺カ為シタル第二控訴ニ對シ明治十九年七月八日大阪控訴院カ与ヘタル終審言渡書ニ掲クル判決主文ニ依レハ其争訟ニ係ル地所ハ其所有權原告東光寺ニ在ルモ被告等ニ其永小作權アルヲ以テ小作人ニ該地ニ付テノ權利ヲ妨害スル等ノ所為アルニアラサレハ単ニ之ヲ取戻スヲ得スト云フニ在リテ其旨趣主トシテ現地取戻ノ事ニ係リタル原告東光寺ノ請求ヲ採用セサリシモノニシテ地券受領等ノ事ニ迄ハ其判意ノ及ハサルモノナレハ其訴訟入費ニ於ケルモ亦各自弁ト云フノ判決ナルヲ以テ該裁判ハ敢テ之レヲ執行ヲ要ス可キノ点アラサルモノトス 其言渡後原告東光寺ノ當時ノ代言人カ為シタル伺ノ如キモ其伺ノ通りナラサルコトハ其指令文ニ依テ明カナルノミナラス 明治十九年中ニ在テハ本案ノ地所ニ就テハ未タ該指令文ニ所謂改正反別ノ地券ナルモノ之レアラサリシヲ以テ之レヲ見レハ丈量改正ノ後ニ至テハ格別指令ノ當時ニ在テハ是亦未タ執行シ得可カラサル所ノモノナリトス 然レハ則チ該判決主文

中（本訴土地所有權ハ願人ニ在ルモ）トアルヲ以テ其名寄帳ニ記スル旧反別五町歩ノ地所ハ其所有權原告東光寺ニ在ルモノト見認ムルヲ得可ク乃チ該判決ハ之レヲ所有權ノ一証トハ為スヲ得可キモ其名寄帳ナルモノニハ只其地ノ字ト旧反別ト小作人ノ氏名トヲ掲クルニ止ルモノナルカ故ニ原告若シ其所有ノ券証ヲ得ント欲セハ其地処ハ今被告等カ有スル如何ナル券証ニ於テ存在スルヤヲ指定スルニ止ラスシテ更ニ追テ其位置及畝歩等ヲモ詳カニ之レヲ証明スルヲ要ス 然ルニ原告ハ直接ニ其土地ノ管理ヲ為サ、リシヨリ遂ニ其自己所有地ノ所在広狹等ヲ知ラサルニ至リ茲ニ被告小作人等ニ之レヲ問フヲ要スルニ至リタル所以ノモノハ抑原告自己ノ不注意ニ起因スルモノト云ハサル可カラス 如何トナレハ其被告カ明治六年地券發行ニ際シ各自ノ所有名義ニ地券ヲ受ケタルコトノ如キハ未タ以テ其悪意ニ出タルモノト見留ム可キノ証左ナキノミナラス甲第三号天保十三年四月ノ開作田畝石帳中（前略）御帳面格別ニ仕已來類地入交不申様御帳面仕立被仰付（中略）作人納得ノ上夫々御読聞セ少シモ相違無御座云々）ト記載スレトモ制度事情ノ變遷ニ因リ明治四年ニ及ヒテハ今被告カ証拠ト為セル所ノモノニシテ該村役場ニ備ヘアリテ最モ信拠スルニ足ル可キ明治四未年分阿武郡佐々並村御蔵入田畝御物成御米銀春定御皆濟一紙ト題シタル文書ニ於テ明カナルカ如ク初メ原告東光寺ニ属スル加調石トシテ差置キタル三拾石カ本石戻トナリテ御蔵入ニナリタル以來被告等ハ原告東光寺カラ開墾料ヲ受ケテ開墾シタル地所モ尚東光寺ニ関セサル他ノ地所ト同性質ノモノト思惟シ敢テ區別ヲ其間ニ措カサリシハ誠ニ其理由アル処ノモノナレハ被告等カ原告ニ属スル小作地ヲ以テ各自固有ノ地処ト同シク其地券ヲ受ケタルハ敢テ咎ム可キノ所為ニ在ラサレハナリ 故ニ原告カ大阪控訴院ニ於テ受ケタル終審裁判ヲ以テ被告等ニ向ヒ之レカ執行ヲ掛合タリトスルモ其裁判タル前段説明ノ如ク未タ直チニ完全ナル執行ヲ遂ケ得可カラサル処ノモノニ係ルヲ以テ被告等之レニ応セザリシトテ直チニ之レヲ目シテ曲者ナリトハ論斷シ難キナリ必竟原告ハ一ノ裁判言渡ヲ以テ其争ヲ終了スルニ足ラサルカ如キ不完全ナル訟求ヲ為シ再ヒ本訴ヲ結フニ至ラシメタリ

山口県東光寺開作田地取戻訴訟について（矢野）

四八八（二二二）

而シテ被告等ハ直チニ其請求ヲ認諾セシモノニシテ其起訴タル被告等ノ作為ニ因リタルモノト論決シ得可キノ憑拠無キコト上来説示スル処ノ如クナルヲ以テ見レハ説令本訴ハ原告ノ勝訴ニ歸スルモ尚ホ其訴訟入費ハ原告ノ負担ニ歸ス可キノ筋タリ

F I与三郎ハ本訴ニ答弁ヲ為ササルハ原告ノ請求ヲ認諾スルニ因ルモノト見認メサルヲ得ス 而シテ訴訟入費ニ付テモ亦其負担者ノ何人ニアル可キコトハ与三郎ハ論弁セサルモ本訴ノ有様タル上来説明スル如キ理由ニ歸ス可キモノト見留ムルヲ以テ原告ハ与三郎ニ向ヒ訴訟入費ノ償却ヲ受ク可キノ理由ヲ有セサルモノト信ス 故ニ与三郎ニ対シテハ原被告各自弁ヲ相当トス

右ノ理由ニ従ヒ判決スルコト左ノ如シ

被告人TY金五郎外四拾式名ハ已ニ原告ノ請求ヲ承諾スルヲ以テ敢テ之レニ向テ判決ヲ下スノ要ナシト信ス 其訴訟入費ニ至ツテハ(F I与三郎ヲ除キ他ハ)総テ原告人ノ負担タル可シ

F I与三郎ニ対シテハ訴訟入費原被告各自弁タル可シ

明治廿二年十二月二十日 山口始審裁判所公廷ニ於テ始審裁判ヲ言渡スモノ也

始審裁判所判事 協屋 雄六[㊦]

裁判所書記 横田 稻稔[㊦]